

第22回講義 参考資料

参考判例

- 1) 大判明38・6・3民録11輯847頁（譲渡された債権を受働債権とする相殺の意思表示の相手方）
- 2) 大判昭8・12・5民集12巻2818頁（抵当不動産の第三取得者による相殺）
- 3) 大判昭13・3・1民集17巻318頁・PⅡ234関連判例①（同時履行の抗弁権のある債権と相殺）
- 4) 最判昭32・3・8民集11巻3号513頁・PⅡ139（相殺による債務不履行の溯及的解消の可否）
- 5) 最判昭36・4・14民集15巻4号765頁・PⅡ140（消滅時効にかかった債権の譲受人による相殺）
- 6) 最判昭39・2・20判タ160号72頁（時効消滅後の債権を自働債権とする相殺）
- 7) **最大判昭39・12・23民集18巻10号2217頁・PⅡ143（差押えと相殺・制限説）**
- 8) 最判昭42・11・30民集21巻9号2477頁・PⅡ141（不法行為の被害者からする相殺）
- 9) 最判昭47・12・22民集26巻10号1991頁（受任者の代弁済請求権による相殺）
- 10) 最大判昭45・6・24民集24巻6号587頁・PⅡ144（差押えと相殺・無条件肯定説）
- 11) 最判昭48・2・2民集27巻1号80頁・PⅡ222（敷金返還請求権の発生時期）
- 12) 最判昭49・6・28民集28巻5号666頁（同一事故による物的損害の賠償債権相互間の相殺）
- 13) 最判昭54・7・10民集33巻5号533頁・PⅡ145（2つの相殺の優劣）
- 14) 最判昭59・2・23民集38巻3号445頁・PⅡ120（預担貸付と478条の適用）
- 15) 最判平13・3・13民集55巻2号363頁・PⅠ351（物上代位と相殺の優劣）
- 16) 最判平14・3・28民集56巻3号689頁・PⅠ353/PⅡ関連判例②（物上代位と敷金の充当）

共通到達目標モデル案（修正案）

第4節 相殺

- ◆相殺とはどのような制度であり、どのような機能を果たしているかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆相殺をするためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例に即して説明することができる。
- ◆支払の差止めを受けた第三債務者が、自己の債権者に対して有する債権を自働債権として相殺をすることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点を、具体例に即して説明することができる。